

国際政治の国内的効果 アメリカにおける「冷戦公民権」をめぐる

安 藤 次 男

目 次

- 1章 はじめに
- 2章 アイゼンハワーと公民権
- 3章 ケネディと公民権
- 4章 ジョンソンと公民権
- 5章 おわりに

1章 はじめに

1970年代以降にアメリカ合衆国（以下、アメリカ）の覇権のもとで進んだ経済的グローバル化の波は、資本主義的市場経済システムを世界大化するとともに、国境を超える貿易・金融活動の急速な肥大化と生産力の拡大を生み出した。他方でそれは、各国において市場経済の原理を徹底的に浸透させることによって、貧富の格差を拡大するとともに、一国レベルでの経済運営を困難にして一国レベルで成立していた西欧の福祉国家体制を崩壊させた。

このようなグローバル化の世界を、「国民国家に対する国際システムの制約的な機能の拡大」という視点から捉える場合には、国家の主権性を国際社会が制約しつつある過程としてみることもとなるが、現行の国際システムまたは国際レジームはアメリカの覇権的な力によって創出され維持されてきたものであるところから、とくに現在のブッシュ政権のように先制攻撃論を基礎とする単独行動主義が顕著になる段階にあっては、経済発展から取り残された第三世界からだけではなく、ドイツ、フランスなどの先進資本主義大国からも国際社会を主導するルールへの異議申し立てが行われている。

外交は「国益の実現」を最大の目標とするものであり、したがって、外交は内政の延長線上

に展開されるとする伝統的な理解が生まれた。しかし、外交政策の決定においては、主権国家と言えども「何事をもなしえる」わけではない。外交政策は、国力や正当性や国際環境の構造などによって制約されているのであって、内政の外交への影響と国際政治の国内政治への影響との両面をどのように理解するかが重要な課題となる。

アメリカで、国内政策と外交との接点を構成した重大問題の一つが黒人の人権問題である。黒人に対する人種差別は、19世紀末になると、「人種分離」(segregation)と「選挙権の剥奪」(disenfranchisement)という巧妙な形態を發明した。あからさまな人種差別が難しくなると、公立学校やホテルなどにおける人種分離制度が生み出され、南部の州ではそれが州法によって強制された(大谷, 161)。人種分離は、1896年の最高裁判決「ブレッシー対ファーガソン判決」で裁判所の認知を受けて1964年公民権法まで生き延びた。

第2次大戦直後のアメリカの政権を担ったトルーマン大統領は、軍隊内での人種分離を廃止した。ニューディールの中で多様な民主化政策を進めたFDR(フランクリン・D・ルーズヴェルト)大統領が、その民主的イメージとは異なってほとんど無視したのが公民権問題であり、FDRを継承したトルーマンは、1948年、軍隊内での人種分離を廃止する大統領令9981号を出した。この大統領令は、白人将校が白人兵のほうが戦闘で有能だと言っていた状況のもとで交替させるべき兵員の確保に悩んでいた在韓米軍のリッジウェイ將軍から絶賛され、人種統合の軍隊はヨーロッパなどの米軍へも広がった(Gosnell, 490)。同命令は、合衆国軍隊においてはすべての兵員に対して取り扱いの平等と機会の平等を保障する最高度の民主主義が必要であり、軍隊内では人種、皮膚のいろ、宗教、生まれに関わりなく処遇と機会の平等がなければならないというのが大統領の方針であると規定していた。トルーマンが公民権問題を政策課題とした理由としては、1948年大統領選挙において黒人票の確保がなければ当選できないと見込まれたこと、および、冷戦状況の発生が指摘されてきた。冷戦が公民権問題を国際問題にしたのである。トルーマンには、国連におけるそして世界におけるアメリカの利益を守るためには、公民権問題に対するソ連の宣伝に対して行動にはならなくとも少なくとも言葉では対抗しなければならないことが分かっていた(Berman, 77)。しかし、1947年ごろに本格化する対外的な冷戦と国内的なマッカーシズム現象(アルジャー・ヒスの冤罪事件や官吏忠誠令の発布などマッカーシーが反共宣伝を始める1950年以前から反共主義の体制化が進んでいた)は、国内での人種平等の運動を妨げる要因となった。人種分離と投票権剥奪の形をとった黒人差別に反対する運動は、国内的には共産主義運動と同様の「破壊活動」とみなされて批判される局面が生まれ、他方で対外的にも、アメリカの冷戦政策の国際的連携国の多くが英仏など西欧の植民地主義国であるところからアメリカのエスタブリッシュメントからだけでなく西欧諸国からも共産主義との戦いを妨害する運動とみられることが避けられなかった。

国際政治と国内政治の関連性という問題に実証研究を通して迫ったのが、「冷戦公民権」と

いう概念を確立したメアリ・L・ダジャックである。彼女は、第2次大戦後に反共主義がアメリカの内外政策の最優先課題となったために、人種差別を批判して公民権の確立を求める国内的運動も、それと連動してアメリカの緊密な友好国である西欧諸国の植民地主義を批判する運動も、アメリカ国内と世界における共産主義との戦いを弱めるものとして非難され抑圧されたことを指摘した上で、冷戦が公民権の確立を促進した側面をもったことを次のように明らかにしている（Dudziak, 14-15, 250-253）。国内の公民権運動が公民権確立の歴史において大きな寄与をしたことは言うまでもないが、それとは別に対外的な要因があり、公民権問題は政府の冷戦政策形成の一つの側面だった。アメリカの学界では公民権問題と対外政策を別々のものとみる傾向が強く、国際関係は国内問題の背景程度にしか評価されてこなかったが、アメリカが世界勢力となった第2次大戦後には国内の政治と文化は国際情勢に大きく影響されるようになった。戦後のアメリカは共産主義との戦いと民主主義とを強調したが、前者を進めるためには国内的な人権問題の解決という民主主義の前進が国際的に求められるようになった。公民権問題が国際問題化したことが問題解決を促進したのであり、公民権の改善は対外政策上の重要な実績とみなされたのである。その意味で、国内的な人種問題の解決は共産主義封じ込め政策の一部となった。対外政策を遂行する連邦政府が支持した人権上の改革が社会にたいした変化をもたらさなかったとしても、公的な平等の実現はアメリカの立憲主義のイメージを守ることとなった。国際社会の眼が1960年代後半にベトナム戦争と都市暴動に向いたとき、公民権問題解決への国際的な圧力は減少した。ダジャックはさらに、1960年代末以降に冷戦状況が続いていたにも関わらず公民権問題が後退したのは、ブラックパワーが台頭して公民権運動が黒人だけの運動という性格を持つようになって運動の基盤が狭隘化したこと、および、マーチン・ルーサー・キングなどが反戦運動へ重点を移したために運動の力が低下したからだったと指摘し、冷戦は公民権改革を促進したけれども他方では公民権の改善がアメリカ社会の経済的政治的システムへの批判つまり階級に基づく不平等の是正につながらずに単なる公式の平等の実現にとどまってしまった原因にもなったことを重視している。

共産主義との戦いという冷戦の論理がアメリカ国内における公民権改革を促進したと同時に、共産主義との戦いが階級的な不平等をともなう資本主義を前提としていたがゆえに、その改革が社会経済的な平等ではない公式のつまり法的な平等にとどまってしまったことを指摘したダジャックの立論は、国際的要因と国内的要因を統合した力強く視野の広い方法論的な枠組みを提起しただけでなく、1964年公民権法が公式の平等の保障にとどまったという限界に注目するなど、画期的な業績となった。実証にも優れている。国内問題に対する国家権力の支配が世界におけるその国の役割によって制約されているとする指摘も鋭い。

ケネディ研究を通して、同様の観点を強調するのが、W・J・ロラボーである。彼は、第2次大戦後の40年間、アメリカにとって最も重大な問題は冷戦であり1960年代初期が米ソの間の

敵意が最も激しかった時代だったとした上で、「冷戦がなかったら、連邦政府は白人支配の南部を許容する再建期以降の伝統的政策を採り続けただろう。冷戦は、アメリカに非白人諸国とくに日本との同盟を作らせ、共産主義が非白人の第三世界へ拡大することを阻止することを求めたのである。結果として連邦政府は、国内での白人優位体制に反対しなければならなくなり、ケネディ政権の時代にはとりわけ、公民権運動の活動家を鼓舞することとなった」(Rorabough, 235)と述べている。アメリカ国内政治に対する冷戦の影響という視点は重要である。

ギグリオは、国内的配慮と対外的配慮を並列的に指摘する。彼は、「ナショナリストとしてのケネディは、人種主義はその浪費性と分裂性によってアメリカを弱体化してしまうことを認識していた。人種主義はまた、アフリカ諸国との関係を改善しソ連の人権侵害につけこもうとしているアメリカを国際的に衰弱させてしまうものだった」と主張する(Giglio, 161)。

ローソンも、投票権問題の分析を通して、トルーマンについて、連邦政府による公民権の保障を求めたのは、ソ連との冷戦がアメリカ国内の人種問題に関心をひきつけてしまったからだ と解釈している(Lawson, 122)。

しかし、アメリカの国内政治にとって冷戦という国際的要因のもつ意味あるいは重さはその時代時代において異なるはずであるが、ダジャックの分析でもロラボーの叙述でも必ずしも明確になっていない。

そこで本論文では、ケーススタディとして1950～1960年代のアメリカの公民権問題をとりあげて、公民権という国内問題が国際環境とどのような関係にあったかを検証してみたい。

2章 アイゼンハワーと公民権

1950年代半ばにアメリカ主導の世界が成立したが(パックス・アメリカナの成立)、それは同時に、ソ連を中心とする東側陣営とアメリカを中心とする西側陣営からなる冷戦構造の世界でもあった。ヨーロッパを舞台とする冷戦は、1949年の中国革命と1950年に始まった朝鮮戦争を契機にアジアへも拡大した。

1950年代後半になると、米ソの力の均衡状態が生まれ、他方では、アフリカやアジアにおける植民地独立運動が高まったために、米ソの対立の主要な舞台はヨーロッパからアフリカおよびアジアへ移っていき、第三世界をめぐる争奪戦が激しくなった。米ソの陣営に組み込まれて国家主権を損なう危険を感じた新興諸国は、1955年のネルーと周恩来の「平和五原則」、同年に開かれた第1回アジア・アフリカ会議(バンドン会議)でのバンドン10原則(29の会議参加国の人口は世界の55%)などを経て、国連では、米英派、ソ連派に対抗して中立主義志向の第三のブロックが生まれ、中東ではナセルのエジプトがスエズ戦争を乗り切った世界的なナショナリズムの台頭を誘発して、米ソ対決の構図で世界政策を組み立ててきたアメリカに路線

変更を迫ることとなった。一つの対応が、国際共産主義に支配されている国から武力侵略を受けた場合に米軍を使用する権限を大統領に与えるとする1957年の「アイゼンハワー・ドクトリン」であり、それはアラブ・ナショナリズムからさらにアフリカ・ナショナリズムへと拡大していった第三世界の拡大に対抗する新たな外交理念の出現だった（柳澤，189-197）。1955年に国連加盟国が76になり、アメリカの投票機械とも揶揄されたラテンアメリカの国が総会の3分の1を占める時代が終った。アメリカは、先進国中心の世界政策ではなくて、第三世界政策を通してソ連と対決する段階に入ったのである。

1958年、アメリカは国連で南アフリカのアパルトヘイトを非難する決議に賛成投票をしたが、この政策変更をもたらした主たる原因は、アメリカの世界政策の中で第三世界対策の比重が高められたからであり、その変化の重要な背景としてリトルロック事件という国内政治問題があった。

アーカンソー州のリトルロック地区教育委員会は、1954年の連邦最高裁ブラウン判決（人種分離だけで不平等とみなす）を受けて1957年9月より公立学校における人種統合を行うことを決めたが、9人の黒人生徒が入学を予定していたセントラル高校にフォーバス州知事が入学の前日に州兵を派遣して黒人学生の入学を阻止した。知事に共感する白人の暴動も生じたために、アイゼンハワー大統領は州兵を連邦軍に編入して指揮権を握り、事態の沈静化を図った（Weisbrot, 12-13）。人種統合の延期を考えた教育委員会に対して、連邦最高裁は、「教育委員会の誠意とその苦衷には同情を禁じえないけれども、州政府当局の不当な行為のために当該黒人学生の憲法上の権利を擁護することが今や困難、いや不可能となっている状況の下で、われわれは原告の請願に同意することはできない」（大谷，199）と断固としてブラウン判決に沿った実施を求めた。しかし、入学を果たした4人の黒人生徒は白人住民の敵意がつよい中で勉強せざるをえなかった。この事件を含めて、人種差別を廃止するための行政当局および公民権団体の取り組みとそれに対する保守的な白人層の暴力的な抵抗が生み出した騒動は、ひろくアメリカ国民に衝撃を与えただけでなく、対外政策にも影響することとなった。ルイ・アームストロングがガーナで10万人の聴衆を集めて演奏会を成功させたことで、国務省は彼を親善大使としてアフリカ諸国に派遣しようとしたが、アームストロングはリトル・ロック事件で政府の対応が遅かったことを批判して、「政府が南部でわが同胞をどのように扱うなら、政府は要らない」（Schulzinger, 110）と述べたというエピソードは、穏健派の黒人層からの支持を確保するためには国内での公民権問題の改善が必要であることを政治家に教えるものとなった。それまでは、公民権運動に白人の支持を得るために政府の反共冷戦政策に協力する立場をとっていた黒人層が、1959年にキューバに成立したカストロ政権を認める立場をとった事実は、国内における人種的平等実現の戦いと植民地の人々の解放運動は同じものだと認識するようになったことを示すものだった（Schulzinger, 303）。1957年9月にダレス国務長官は、ブラウネル司法長官に対して、「ハンガリー事件がロシアに与えたマイナスの影響よりも、今回の事件がアジア

アヤアフリカに与えたマイナスのほうが大きい」と述べた (Dudziak, 131)。1957年11月に行われた先進諸国における世論調査でも、「アメリカがアフリカ系アメリカ人を扱っているそのやり方は、悪い」と答えたのは、ノルウェー82%、イギリス66%、フランス65%、西ドイツ53%と高率だった (Dudziak, 141)。

1957年9月に成立した1957年公民権法は、投票権の保護に重点をおいた立法で、司法省内に「公民権委員会」を設置した。それと同時に、司法省内の公民権部を刑事局から独立させて「公民権局」に昇格させることによって司法省の調査能力が向上したが、同法は人種分離そのものを禁止することはなく、教養テストや投票税の廃止も盛り込まれない「穏健な法律」だった。ここでは、アイゼンハワーの主導権はなく、むしろ、次の大統領選への立候補を狙う民主党上院院内総務のジョンソンが自己の出身の南部を地盤としつつ北部をも取り込んだ全国レベルの指導者となるために積極的に共和党政権へ働きかけた結果でもあった (Carter, 96-97)。しかし、アイゼンハワーが公民権法案を拒否しなかった背景には、国内政治状況よりも、国際的要因がより強く働いていた。クックが、「人種統合は冷戦の最前線になっていた。アフリカの政府高官がアメリカ南部のレストランで食事の提供を拒否されたときに、アイクはホワイトハウスの朝食に招待した。アイクは世界的な視点から見ると、白人優位の人種主義は悪い政治だと考えていた」(Cook, 174-175)と記したように、第三世界におけるソ連との対抗関係の反映として公民権への取り組みが進んだ面があることが理解できよう。

アイゼンハワーは、かつて民主党からも大統領への立候補を要請されたことがある人物であり、特定の政治的信条はもっていなかった。彼の政治手法を指して、コンセンサス・リーダーシップと言われたように、国内の反対が根強い公民権保障問題には本来的に消極的だった。大統領第一期には、ともかくも公民権をめぐる対立を和らげて「冷戦の宣伝合戦に勝ち抜こうとした」(Burk, 159)が、その手段はせいぜいが軍隊内の人種分離の廃止と首都ワシントンにおける公共施設の統合(黒人施設と白人施設の区別の廃止)の主張くらいであって、しかも結局、それらも実施はされなかった。

3章 ケネディと公民権

ニューディール以降、民主党は人権と市民的自由擁護のリベラルな政党として恒常的多数派を形成した。トルーマン政権による軍隊内の人種分離廃止もその一部だった。民主党の選挙綱領においては、常に人権問題の観点に立って公民権政策が展開されてきたが、対外的な配慮(つまり自由をめぐる争っていたソ連との対決)が初めて盛り込まれたのがケネディがニクソンに勝った1960年選挙の綱領だった。前回の1956年選挙に比べて綱領の分量が全体として10%程度増えたが、中でも公民権の条項には1956年綱領の3倍程度の分量が割り当てられて、

民主党にとっての優先順位が高まったことが窺われる。ここでは、「わが国のオープンな自由社会と共産主義国の閉鎖的社会を区別するのは、われわれが人間に対する尊厳を尊重しているということである」と述べて、冷戦状況の中で対ソ戦略の観点からも国内での人種差別問題を解決しなければならないという論理を明らかにし、「自己統治の第1の原則は投票権である」として、投票権保障を最大の課題として確認した（Porter/Bruce, 599-600）。しかし1960年の選挙戦の当時、ケネディはあまり公民権に関心をもっていなかったと側近のウォフォードは証言している（Dudziak, 155）が、1960年はアフリカの植民地が一斉に独立して「黒いアフリカの年」と呼ばれた年であり、ケネディは選挙戦でアイゼンハワーが1957年にアルジェリアの独立を支持しなかったことを批判して、アフリカ問題への理解を強調した（Dudziak, 155）。ケネディに対抗した共和党の大統領候補リチャード・ニクソンも、南部に受け入れられやすい論理を考えて、同年の初めに生じたU2スパイ機の撃墜事件やパリ頂上会談の不成立によって冷戦が激しくなった状況に触れながら、アメリカのマイノリティに正義をもたらすことによって初めてアメリカは共産主義国の指導者が反アメリカ宣伝をすることを阻止できると訴えた（Lawson, 254）。

1961年1月21日、空軍退役軍人である黒人のジェームズ・H・メレディスがミシシッピ大学に入学申請を行ったが拒否された。1962年6月、第5巡回裁判所控訴審は、メレディスは黒人であることだけを理由に入学を拒否されたと認定し、9月13日、連邦地裁は彼の入学許可を命じた。同夜、バーネット・ミシシッピ州知事は入学拒否を正当化する根拠として、「州法を侵害する連邦法は無効である」とした1832年の「サウスカロライナ無効法」を引き合いに出した。彼は、9月20日にメレディスが入学申請をするとそれを拒否し、メレディスを守るハイウェイ警察、連邦保安官、司法省職員と、知事を守る州政府との対決になった。9月28日、控訴審は、知事を法廷侮辱罪で有罪とし、辞職か、逮捕か、1日1万ドルの罰金か、のいずれかを課すこととした。9月30日、大統領はミシシッピ州兵を連邦軍に編入し、5,000人以上が大学に配置されてメレディスの入学が実現した。ケネディ大統領の補佐官だったアーサー・シュレンジンガー・ジュニアは、メレディス事件が冷戦構造の中にいたアメリカの対外的な環境に大きな影響を与えたことを次のように記した。「メレディスは一つの原則をうちたてた。ケネディ大統領の行動は、世界中に、なかでもとくにアフリカに対して、深甚な影響を与えた。国連総会ではアパー・ヴォルタの代表がその点に言及し、人種差別は明らかに合衆国内に存在しているが、『大切なことは合衆国政府がこれを制度化しているということではないのです。またそれを自慢しているわけでもありません。これとは反対に、精根傾けて人種差別と戦っているのです』と述べた」（シュレンジンガー、421）。

ケネディが、大統領就任後も公民権問題の解決に消極的であったことは事実である。民主党に突きつけられた3つの選択、すなわち、投票権保護か人種分離廃止か、行政的対応か議会に

よる立法か、南部白人の支持獲得か全国の黒人の支持の確保か、の中で、ケネディは1963年の春までの2年間、投票権保護、行政的対応、南部白人重視、の路線を基本的に選択していった。ここには、1964年大統領選挙での再選をにらんで南部白人の支持の確保を重視したケネディの政治的立場がよく現れている。そのような彼の保守的な政策路線をのちの1964年公民権法につながるようなりべラルな路線へと転換させた要因は何であったのだろうか。第1は、キングらの非暴力運動が全国レベルで大きな共感を呼び、また、それに対する南部の人種差別主義者の非人道的な弾圧が行政的対応の限界をケネディに悟らせたことである。第2は、ケネディが南部の票を失っても全国の黒人票で収支のプラスを得られると思ったことである。第3は、冷戦の影響である。1950年代半ばにパクスアメリカーナの世界が成立したが、米ソの核の手詰まり、米ソそれぞれの勢力圏における民族解放・主権回復の動きが強まり（スエズ動乱、フランスのドゴール政権の対米自立化、ボズナニ事件、ハンガリー事件など）、超大国たる米ソが「世界の現状維持」に利益を見出すようになりそこから米ソのデタントへの動きが生じていた。1959年にフルシチョフが訪米して実現したキャンプ・デービッドでの米ソ首脳会談では、両国間の重大問題を平和的に解決することが確認され、「両者はこの会談によって、始めて互いに相手を取り引きのできる信頼のおける指導者だと確信した」（柳澤，209）。ケネディ政権についてみれば、1962年のキューバミサイル危機があり、他方で中ソ対立が公然化して共産圏の一枚岩が崩れ（1961年）、さらには米ソに対抗する第三勢力としての非同盟運動の台頭（1961年に第1回非同盟諸国首脳会議）があつて、対ソ政策および対第三世界政策の観点（アメリカはアフリカ黒人などの発展途上国の味方である）からもアメリカにおける人権抑圧（公民権問題）を克服する必要に迫られたのである。ケネディは、公民権法案提案の直前には、黒人の人権の問題を「モラルの問題」として提起して国民から共感を得た。

ケネディは、1963年2月28日の教書で、投票権、教育、雇用、公共施設における平等および公民権委員会の権限強化の5点を説き、次の3つの措置を主張した。投票権訴訟の際の連邦投票査察官の派遣、連邦選挙に関する有権者登録の際に人によって異なるテストや基準を当てはめることの禁止、リテラシーテストにおいて6学年の経歴があれば読み書きができるとみなす、などの措置ですべての国民に投票権を保障する。公民権委員会の権限の強化。憲法に沿って学校における人種分離を廃止しようとする校区に対する連邦補助金制度の設置。具体的な措置として提案された以上の3点は、明らかに1960年民主党綱領の路線に比べてもきわめて消極的なレベルにとどまっております、公民権推進派を失望させた。

1963年4月3日、司法を通じる公民権への道は主要な方法にはなりえないと考えたキングらの指導でアラバマ州バーミングハムで街頭行進が組織されたが、人種分離主義者の警察幹部コーナーらは実力で弾圧し、キングは逮捕されて1ヶ月間留置された。その後、黒人への暴力と黒人側の暴動が繰り返されて、全国の関心をひきつけた。シュレジンガーは、「バーミングハムの

この事件は、急速に国民の雰囲気を変えてしまった」と記した（シュレジンガー，433）¹⁾。ダジャックは、この事件がアメリカの人種問題が国際政治に影響した最大の事例となったとみるとともに、大統領就任直後には外交政策などの諸政策を遂行する上で公民権問題を取り上げて国内で不安定な情勢を作り出すことは得策でないと考えて消極的だったケネディが公民権法を優先課題とした要因としてバーミングラム事件を重視している（Dudziak, 169, 201）。5月21日には、アラバマ連邦地裁が2人の黒人学生のアラバマ大学への入学許可を命じたが、ウォーレス州知事が拒否し、ケネディはアラバマ州軍を連邦軍に編入して大学へ派遣し、2人は6月11日に入学を実現した。アメリカにおける野蛮な人種差別に世界の関心が集まってしまった以上、地方レベルで問題解決を図ることは不適當になった（Dudziak, 171）。同日、ケネディは、放送を通じて、「問題の核心は、すべてのアメリカ国民に平等の権利、平等の機会が与えられるべきだということだ」²⁾と述べて、モラルの問題として公民権をとらえることを訴えた。常に冷戦を意識しているケネディは、「アメリカがほとんどが非白人からなる世界におけるほとんどが白人からなる国であり、アメリカにおいて非白人がどう処遇されているかが海外でのアメリカの威信に影響するのだ」（Rorabaugh, 111）と主張していた。当時、公民権反対派は、公民権運動は共産主義者の陰謀であり、キングは共産主義者の支配のもとにいる、と宣伝していた（Schlesinger, Jr., 410）。ケネディ政権のロバート・ケネディ司法長官がキングに対する盗聴を許可したのも、フーバーFBI長官が公民権活動家と共産党との結びつきの証拠を獲得しようとしていたからだった（Carter, 160）。国務長官のラスクは、アメリカのすべての大使と公使に書簡を送り、ケネディ政権は国内の人種問題が海外におけるアメリカのイメージに影響してアメリカの対外政策の推進を妨げかねないことを十分に認識していると伝えた（Dudziak, 175）。

バーミングラム事件の後の1963年6月19日、ケネディは公民権法案を議会に上程し、8月28日にはキングらの呼びかけで20万人以上が参加するデモ行進がワシントンで整然と実施されて国内的な公民権コンセンサスも強化されたが、11月22日にケネディが暗殺されて、審議は翌年度に持ち越された。

国務長官だったディーン・ラスクはのちに「人種主義と差別が私の国務長官としての生涯に大きな影響を与えた。古い植民地帝国から新たに独立した多くの国々から来た外交官がアメリカで人種差別をされたり差別的取り扱いをされたということがこれらの諸国とアメリカとの関係を掘り崩し始めたのだ」と書いている（Dudziak, 153）。

4章 ジョンソンと公民権

大統領に昇格したジョンソンは、ケネディ路線の継承の中に自らの正当性を見出そうとした。就任5日後の11月27日の議会への教書で、ジョンソンは「ケネディを継承しよう」と言いつ

つ、公民権問題と減税問題の「継承」を強調して、「ケネディが長く戦ってきた公民権法案をできるだけ速やかに成立させることこそケネディの思い出に報いる道である。国の内外でこのアメリカを強くするのに公民権法ほど強力なものはない」と主張し、公民権法を国内政治の最重要課題として確認した（Public Papers of the Presidents, Johnson, 1964, p.9）。ジョンソンは、ケネディからの継承性と一貫性を強調したが、ケネディの対外政策を実施するだけでは不十分だとすぐに気づいた。よい関係、とくにアフリカ諸国とよい関係を築こうとしたら、彼の公民権政策を同時に推進しなければならなかった。「スーダン・デイリー紙」(Sudan Daily)は、ジョンソンが公民権問題に断固とした姿勢をもっていると伝え、「ヴォイスオブエチオピア紙」(Voice of Ethiopia)は、新大統領が人種平等のために断固戦う決意を持っているのだから、ケネディの生涯はムダではなかったと報じ、ナイジェリアの「デイリー・テレグラフ紙」(Daily Telegraph)は、アメリカの新政権は公民権問題で成果をあげるか否かで判断されることとなると警告した（Dudziak, 206）。1964年1月、情報局長官のマローはジョンソンに「わが国での公民権運動の発展は、海外とくにアフリカできわめて強い関心をもたれている」と忠告した（Dudziak, 207）。

1964年9月に1964年公民権法が、1965年8月に1965年投票権法が成立した。

情報局（USIA）が、1964年公民権法成立に関わる世界の報道の傾向をまとめた文書では、一般に好意的な理解が多いとした上で、いくつかのヨーロッパの新聞が公民権法を連邦権力の拡大という意味で関心を持っていること、ソ連の報道が法律の意義を小さく見て法と現実の大きな乖離を指摘していること、などを記していた³⁾。アフリカについてみれば、1964年にアメリカの人権問題を厳しく批判して来たOAU（アフリカ統一機構）総会が開かれた際に、公民権法の成立が大きな話題となり、ギニアのセク・トーレ大統領は同法の成立はアメリカにおける平等の戦いにとって大きな勝利だと述べ、エジプトのナセルは幸先よい兆候だと言っていた（Dudziak, 213）。かつて公民権運動に熱心な政治家のポール・ロブソンは海外旅行を阻止されたが、1960年代後半には、アメリカの人種主義を批判するマルコム・Xやストークリー・カーマイケルも出国の自由をもてるようになった（Dudziak, 220）。政府は、公民権法と投票権法によって冷戦と公民権とのジレンマを解決したと信じるようになり、アメリカでは人種問題はもはや海外における国の威信を傷つけることはないと確信した（Dudziak, 241）。つまり、公民権法成立以後も都市暴動などに現れた黒人の生活に関わる問題は、人種問題ではなくて階級問題だとするコンセンサスが生まれたのである。「貧困との戦い計画」は、黒人の経済的状況を改善するとともに、現実社会における不平等の実態に対する黒人の不満を顕在化する役割も担ったのである。しかし、1965年8月、ロサンゼルスワッツ地区で、黒人青年が無謀運転で逮捕されたことをきっかけに数千人の住民が4日間騒動を続け、34人が死亡する事件が起こった。この事件の背景にあったのは、法的な権利ではなくて、「貧困」という経済問題だった。

問題は「所得である。黒人は、黒人だから、スラムに住むから、熟練に欠けるから、職業斡旋所から遠いから、というだけの理由で所得が少ない」のであった。1960年代に全米で所得が上昇したのに、ワッツ地区の所得は8%減少した。この事件は、法的権利の保障だけでは黒人の現実の生活はよくなることを実感させ、経済要求が強まることとなる。権利の平等な保障は、黒人の中に、裕福な黒人と貧しい黒人との対立を生み出した（グレイダー、275）。黒人中産階級と黒人下層階級への分化と言ってもよい（Graham, 453）。

しかし、ジョンソンの広報担当であったビル・モイヤースが、「公民権法に署名するときにジョンソンはゆううつそうな様子で、これでわれわれは南部を永久に共和党に譲り渡してしまったのだと言った」（シュレジンガー、107）という事実を指摘していることは、ダジャックの理解とは違って、ジョンソンが必ずしも対外的な配慮を重視して積極的に公民権に取り組んだわけではなかったことを推測させる。秋の選挙戦をにらんで南部の支持を重視していたジョンソンに公民権への取り組みを決意させた主たる要因は、国内の人権擁護運動の高まりによって国内的にもアメリカ社会の正当性が動揺し始めていたこと、および、ダークセン議員やハンフリー議員などリベラル派議員のリーダーシップとその調整能力の高さにあったと考えたほうが適当であろう。

1964年公民権法が成立する直前の1964年8月に生じたトンキン湾事件によって、アメリカは本格的にベトナム問題に介入することとなり、1965年には「戦争のアメリカ化」の段階に入り、米兵が前面に立ってベトナム人と戦うこととなった。

5章 おわりに

ダジャックは、「国内の人種主義および公民権のための抗議がアメリカ政府に対する国際的な批判を生み出し、国際的な批判を受けた連邦政府は、アメリカの人種問題の枠組みを作りなおし何らかの社会変革を推進することによって批判をなだめようとした」と述べて、国際的要因と国内的要因の相互関連性を指摘している（Dudziak, 13-14）。

アメリカにおける黒人の人権保障という公民権問題は、冷戦の激化の中で「国際問題」という性格を付与され、それがアイゼンハワー共和党政権を経てケネディ、ジョンソンの民主党政権による公民権確立のための強力な取り組みを生み出し、それを可能にしたのであるが、では、冷戦の激化とは具体的に何を意味したのであろうか。

ダジャックは、ケネディ政権の公民権への取り組みを論じた際に、「トルーマン、アイゼンハワー政権時代に国内的な人種問題がわが国の外交上の利益に影響を与えていることに関心がもたれたが、その問題はケネディ時代になるといっそう重大性を持つようになった」と述べているが、ケネディ時代における「変化」の指摘は、1960年が黒いアフリカの年と呼ばれたよう

な植民地独立運動の高揚した年だったという一般的な説明にとどまっている。

このような冷戦理解は冷戦の総体的な構造とその変化を十分に捉えるものとはなっていない。1950年代末以降のアメリカにとっての状況変化は単なる「冷戦の激化」ではない。ここでは3つの変化を見極めることが重要であろう。

第1は、「米ソの手詰まり」である。かつての核兵器独占を基礎とした対ソ軍事優位（原爆開発は米が1945年、ソが1949年、水爆開発は米が1953年、ソが1954年）が崩れ、しかもスプートニク・ショック（1957年）で対ソ軍事的劣勢が政治的意図もあって軍部やCIAから喧伝される状況になるという状況の中で、G・アルペロピッツが批判を込めて表現した「原爆外交」が困難になった。

第2は、「第三世界政策の重大化」である。ポーランド問題やドイツ問題などヨーロッパを舞台に始まった冷戦は、朝鮮戦争で東アジアにも拡大していったが、1950年代末になると、アイク＝ダレス外交に現れたように、植民地からの独立運動が高揚したアフリカや東南アジアなどの第三世界で米ソの角逐が激しくなり、しばしば米ソの代理戦争と呼ばれる事態が出現した。とくにアメリカの黒人が心理的に親しさを感じているアフリカ諸国が国連などを舞台に発言力を増し、それら諸国からの支持獲得がアメリカの対外政策の重要な柱となり、それとの関係でも国内での黒人の権利剥奪が許されなくなった。植民地の独立運動が高まり第三世界の国際的な発言力が強くなった1950年代末には、飛びぬけた経済力と核兵器独占を基礎にして小国を排除し植民地を無視した「大国間だけの協調」による世界運営は困難になり、米ソ（さらに中国が加わり）のどちらがアジアアフリカの国々の支持を獲得するかが重要な外交課題となった。反共主義のレトリックで民主化要求や人権抑圧を正当化する論理は、世界的にとくに第三世界で説得力を失っていった。

第3は、第1の要因とも関連するが、「多極世界の出現」と「パックス・アメリカーナの後退」というアメリカの世界的位置の変化である。1950年代後半におけるパックス・アメリカーナの世界的成立は、同時に米ソという2つの超大国が世界を西側陣営と東側陣営に分けて支配する「2つの世界」の出現でもあったが、「2つの世界」は、もともと、第2次大戦を経たヤルタ会談で「(米英ソおよび中仏という)大国間の協調による戦後世界の平和」の合意を背景としたものだった。1950年代末以降の、フランスにおけるドゴールの「対米自主外交」(ヤルタ体制を打破してフランスの栄光の再現を目指す)やドイツ・日本経済の「奇跡の復興」は、アメリカの冷戦政策を支える同盟国が戦後復興の過程でなんらかの形で「対米自主性」を取り戻すことを可能にし、1960年代末以降の「多極化の時代」を準備したのであり、1960年に初めて出現した「ドル危機」ともあいまって、それはアメリカの覇権を相対的に後退させるものとなった。覇権の後退は、アメリカが国際公共財の供給能力を低下させたということであり、対ソ政策に対する第三世界からの支持をつなぎとめるためには、それを補うような「アメリカ

の正当性」への信頼を確保することがいっそう重要になった。ここに、黒人の人権というアメリカ国内の公民権問題が国際化せざるをえない原因があったのである。

このように整理すると、さらに、「第三世界への配慮」の意味を明らかにしなければならない。アメリカに対する第三世界からの支持を必要とした理由は、国連などのレベルでの多数派形成の目的ではなかった。ソ連（さらに中国）と勢力圏の拡大をめぐる競争している状況の下では、アフリカやアジア地域における共産主義の拡大の阻止が重要な政策目的であり、そのためにこそアメリカ国内における人権問題の解決が求められたのである。

1970年代にG・ケナンが、「世界におけるアメリカの役割を明確に検討する際には、他の国々にとってわれわれがあるがまま以上の存在ではありえないこと つまり、国内での生活の悪化を放置しておいて他の国々に希望を与え励ますことはできないということ をまず認めなければならない」(Kennan, 25)と書いたときに、必ずしも人権問題を強調したわけではないが、オール・R・ホルスティが「米国が数多くの世界的争点 人権問題であれ民主的発展の問題であれ の解決に寄与しうるとしても、その解決能力はお手本としてもつ力に限られる。したがって米国は、その関心とエネルギーを他の国々に対する激励や物質的援助にふり向ける前に、国内に抱える諸問題をきちんと解決しなければならない」(ホルスティ, 144)と述べたように、対外的関与の拡大に警鐘を鳴らしたものだ。お手本としてもつ力とは、J・S・ナイの言う「ソフトパワー」の考え方に共通するものであろう。

このように見ると、1950年代から1960年代におけるアメリカの公民権問題は、モラルの問題（人種問題）という側面を主としながら、貧富の格差と絶対的貧困の問題、および国の内外における共産主義の問題と結びついて生じたものであり、それらの3要因が世界大に展開されていた「勢力圏の確保と拡大をめぐる米ソの対決」という外交上の問題とリンクしていたと考えることができる。

注

- 1) 中島和子『黒人の政治参加と第三世紀アメリカの出発』(中央大学出版部, 1989年)も、ケネディの方針の転換の要因は「黒人の一大示威運動バーミンガム闘争」にあったとする。162ページ。
- 2) Remarks of the President on Nationwide Radio and Television, June 11, 1963, National Security Files, Countries, Box 295A, John F. Kennedy Library.
- 3) Foreign Reaction to Senate Passage of the Civil Rights Bill, United States Information Agency, June 25, 1964, WHCF legislation, EXLE/HU, Box 65, LE/HU2, 6/19/64-7/11/64, Lyndon B. Johnson Library.

文献一覧

- Berman, William C., *The Politics of Civil Rights in the Truman Administration*, 1970.
 Burk, Robert F., *Dwight D. Eisenhower—Hero and Politician*, 1986.

- Carter, Dan T., *The Politics of Rage—George Wallace: the Origins of the New Conservatism*, 2000.
- Cook, Blanche Wiesen, *The Declassified Eisenhower*, 1981.
- Dudziak, Mary L., *Cold War Civil Rights—Race and the Image of American Democracy*, 2000.
- Gardner, Lloyd C., *Pay Any Price—Lyndon Johnson and the Wars for Vietnam*, 1995.
- Giglio, James N., *The Presidency of John F. Kennedy*, 1991.
- Gosnell, Harold F., *Truman's Crises—A Political Biography of Harry S. Truman*, 1980
- Graham, Hugh Davis, *The Civil Rights Era—Origins and Development of National Policy*, 1990.
- Kennan, George F., *The Cloud of Danger*, 1977.
- Lawson, Steven F., *Black Ballots—Voting Rights in the South 1944-1969*, 1976.
- Porter, Kirk H. and Donald Bruce Johnson, *National Party Platforms 1840-1968, 1970. Public Papers of the Presidents, Johnson*, 1964.
- Rorabough, W.J., *Kennedy and the Promise of the Sixties*, 2002.
- Schlesinger, Jr., Arthur M., *The Cycles of American History*, 1986.
- Schulzinger, Robert D. ed., *A Companion to American Foreign Relations*, 2003.
- Weisbrot, Robert, *Freedom Bound—A History of America's Civil Rights Movements*, 1990.
- 大谷 康夫 『平等への道 アフリカ系アメリカ人と最高裁』彩流社，1993年。
- グレイダー，ウィリアム 『アメリカ民主主義の裏切り』青土社，1994年。
- シュレジンガー，アーサー・M. 『ケネディ 栄光と苦悩の一千日・下』河出書房，1966年。
- 中島和子 『黒人の政治参加と第三世紀アメリカの出発』中央大学出版部，1989年。
- ホルステイ，オール・R 「三頭の鷲 米国と体系変化」，安藤次男訳，『国際政治』，72号，1982年2月。
- 柳澤英二郎 『危機の国際政治史 1917 - 1992』亜紀書房，1993年。

(安藤次男，立命館大学国際関係学部教授)

Impacts of International Politics Towards Domestic Politics

Role of External Factors for Legislating the Civil Rights Acts in the U. S.

The civil rights movements in the U.S. came to a head in 1960s. They contributed to the making of an American society with legally racial equality through epoch-making statutes as the 1964 Civil Rights Act and the 1965 Voting Act.

Political dynamics around civil rights movements and the legislation of civil rights acts have drawn keen interests from scholars. The analytical framework of the political processes in 1960s generally consist of four factors: race, class, diplomacy and the problem of communism within and outside the U.S.

This paper focuses on the impact of the foreign situation towards the legislative processes of the civil rights acts in the era of Presidents Eisenhower, Kennedy and Johnson.

(ANDO, Tsugio, Professor, College of International Relations, Ritsumeikan University)

